

台風19号による豪雨災害が発生

令和元年10月12日、13日の台風19号の通過により村内の道路、河川、農地及び水路等の被害が各所で多数発生しました。

村内でも24時間の降雨量が309mmという観測史上最大の雨量を記録し、特に、農地や水路に係る畦畔の崩落・流出など甚大な被害を受けました。

村では、被害状況の確認や復旧対応を行っているところですが、農地等の復旧が進まなければ耕作意欲の低下に繋がり、遊休農地の増加が懸念される状況であり、農作物の作付け継続について農家の今後の不安は計り知れないものがあります。

農業委員会としても、一般の台風による被害について、村に対し農地及び農業用施設の早期復旧、復旧に係る農家費用負担の軽減等について手厚い対応をお願いする旨の意見書を、11月15日の農業委員会総会の席上、委員全員一致で決議し、同日、村へ提出しました。



△上遠野副村長(右から2人目)に意見書を提出する村上会長(同4人目)

平田村農業委員会だより

第14号

令和元年12月13日

編集・発行
平田村農業委員会
Tel (0247) 55-3115
(直通)

村へ農業災害復旧に対する意見書を提出

令和元年10月12日、13日の台風19号の通過により村内の道路、河川、農地及び水路等の被害が各所で多数発生しました。

村内でも24時間の降雨量が309mmという観測史上最大の雨量を記録し、特に、農地や水路に係る畦畔の崩落・流出など甚大な被害を受けました。

村では、被害状況の確認や復旧対応を行っているところですが、農地等の復旧が進まなければ耕作意欲の低下に繋がり、遊休農地の増加が懸念される状況であり、農作物の作付け継続について農家の今後の不安は計り知れないものがあります。

農業委員会としても、

一般の台風による被害について、村に対し農地及び農業用施設の早期復旧、

復旧に係る農家費用負担の軽減等について手厚い

対応をお願いする旨の意見書を、11月15日の農業

委員会総会の席上、委員全員一致で決議し、同日、

村へ提出しました。

全国農業新聞

農業の経営とくらしに役立つ
情報をお届けする

●毎週金曜日発行

●B3版8～10頁建

●購読料:月700円[送料,税込み]

◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員または村農業委員会事務局までお願いします

農地パトロールでドローン活用

山間部での負担軽減に期待

▽上北方地区上空から撮影された農地



当農業委員会では、9月に実施した農地パトロールで、ドローンを使って山間部の農地の現況調査を試験的に実施しました。

村内にある遊休農地は、急傾斜地など山間部の農地が多く、現地確認が困難な場所が多いことから、ドローンでの調査が効

率的にできないか試験的に実証をしました。

ドローンは村が観光PRや災害時に備えて所有するものを活用し、操縦は資格を持つ村職員が行いました。

今回、試験的に調査したのは上北方地区で、ドローンからの映像を地上に設置したモニターで確認し、遊休農地の判断ができるかテストをしました。結果は、遊休農地の判定におおむね活用できることが確認できました。

また、荒れた農地に無理に分け入って怪我をする危険が減るなど、委員の安全面でもメリットも大きいため、当委員会では今後ドローンを利用した調査により、委員の負担軽減と、調査の効率化につなげていく検証をしています。



△ドローンの映像を確認する委員

農地転用には許可・届出が必要です

農地は、大切な食料の供給基盤であり、一度、農地以外に転用されると元に戻すことが極めて難しいことから、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

このため、農地転用制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない土地に誘導するとともに具体的な転用目的を有しない登記目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしています。

農地転用とは

農地を住宅や倉庫等の建物敷地、資材置き場、駐車場、道路等農地以外の用途に転換することです。

許可の可否について

農地転用許可基準は、平成21年の農地法改正によって、それ以前に比べ、大幅な厳格化が図られました。

このことから、以前転用で許可された土地に類似する条件の土地であっても現在は許可されない場合もあります。

老後に備えて

農業者年金

に加入しませんか?



農業者のための公的年金でもある農業者年金は、自分で納めた保険料とその運用利益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。

また、支払った保険料は、全額が確定申告時の社会保険料控除の対象になるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっております。

老後の生活に備え加入を考えてみませんか?

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、左記へお問い合わせください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎ 55-3115

地域主導による農地利用の最適化の実践

集落話し合い運動に積極的な参加を

農業委員会では、平成28年4月に改正施行された農業委員会法に位置づけられた「農地利用の最適化」業務を積極的に展開



△地域の問題点を話し合う打違内行政区の皆さん

するため、全行政区において集落話し合い推進要領に基づき座談会を開催しています。現在、各行政区にて開催している座談会は、九生滝地区を除く17行政区で実施しており、各行政区の現状等について話し合いを行いました。

当村においても、農業担い手の減少や従事者の高齢化、耕作放棄地の増加等、地域農業が抱える課題は年々深刻になってきています。これらの問題を解決するためには、地域全体で課題点を共有し、解決をするために積極的な話し合いを重ねることが大切です。

今後、平田村、須賀川農業普及所、JA夢みなみや農地中間管理機構と連携をして地域の将来について話し合いを実施していきますので、農家の皆さまの積極的な参加をお願いします。

一時的なものも含め、農地を農地以外の目的で利用する場合は、事前に許可の見込みや、必要な手続き等について農業委員会にご確認下さい。



■問い合わせ先
農業委員会事務局
☎ 55-3115

☆編集後記☆

台風19号の被害は、特に農地でその箇所数の多さ等々、甚大なものとなりました。

農業委員会では、村に対し緊急な農業災害復旧をお願いする意見書を提出しました。

その後、村独自の復旧助成事業が打ち出されたことは特筆べきことです。

これらの取り組みが、来年度の耕作意欲、農地維持につながることを願っています。

広報専門委員会 館 岩夫

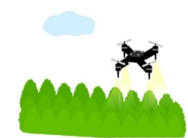
今年、ドローンを活用した農薬散布が羽貫田地区、蓬田新田地区の2か所で実施されました。

多くの農業現場で課題となっている、担い手不足や高齢化による労働力不足。これらをカバーできるといふ点で、さらなる注目を集める農業用ドローンは、農林水産省でもその活用が推進されています。

農薬の空中散布は、近年、主に無人ヘリコプターにより実施されてきました。ドローンによる散布は平成28年頃から増えてきており、無人ヘリコプターと比較して、機体が小型で廉価で、さらには労働負担の軽減や作業性の向上等のメリットに加え、低空飛行での農薬散布が可能なので、最小限コストで農薬散布ができるため、今後の利用拡大が期待されています。



△ドローンによる農薬散布



村の話題①

ドローンで農薬散布 労働負担の軽減に期待

村の話題②

平田「ハバネロ生産組合」発足

設立総会、生産拡大や地域振興へ

平田村のハバネロ生産組合「愛称・ビューティフルファイヤーズ」が発足し、9月25日に役場で設立総会が開かれました。

村では、東日本大震災後にハバネロの生産が始まり、現在は12戸の農家により栽培されています。栽培当初は200キロに満たなかった生産量も、去年は1トンまで増加しました。

「日本一辛い村」を掲げ、道の駅ひらたの超激辛「生き地獄（いきじごく）カレー」を始め、ハバネロソフトなどに使用され、激辛好きに人気を広げています。生産を拡大し地域振興につなげようと組織化されました。

愛称の「ビューティフルファイヤーズ」は、ハバネロ生産に懸ける熱い思いや、火を噴くような辛さのイメージから、名付けられました。

総会で会長に、矢吹一也さん（西山一）が選出され、生産者の視点を生かした商品開発など、これからの活動内容などを協議しました。



△矢吹会長(前列中央)と組合員の皆さん

各種申請受付締切は毎月末日！

当委員会での、農地の賃借・売買や転用申請等に関する各種申請の受付日は、毎月末日（末日が休日の場合は翌日）となります。

◎農地法第3条申請

・農地を農地として賃借・売買する場合

◎農地法第4条・5条申請

・農地を農地以外のもとして使用する場合
例…一般住宅・駐車場・資材置場等

◎農地の賃借の届出

・利用権の設定

申請は毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）で、定例会は毎月15日前後に開催します。

利用権の設定期間が過ぎていますか？

農地を借りて経営規模を拡大したい意欲ある農業者と、高齢や、後継者がいないなどの事情で耕作ができない所有者との間で、農地の賃借等の権利を設定し、農地の有効利用と農業の振興を図っています。

現在設定している利用権の期間が過ぎている事例が多く見られますので、利用権を設定した際の書類を確認し、再度利用権の設定を行う場合は、書類の提出をお願いします。

ラジコン草刈機で遊休農地を優良農地へ

遊休農地の解消へ向けて

平成12年に遊休農地の解消を目的として導入したラジコン草刈り機が、優良農地復活のために役立っています。ラジコン草刈機は、生い茂っているススキや雑草を粉々に粉砕し、刈り取った雑草はそのまま緑肥肥料になりますので、大幅な労力の軽減と時間短縮ができます。トラクターで耕起を行えば、立派な農地によみがえります。

近年、農業者の高齢化及び後継者不足等により、遊休農地が増加の傾向にあります。遊休農地をこれ以上増やさない為にも、利用をおすすめします。

どなたでも作業依頼をすることができますので、詳しくは役場産業課までお問い合わせください。

◆作業料金について

【標準料金】

6～8千円（10アールあたり）

※ほ場条件によって料金の変更有り

■問い合わせ先

産業課農林管理係 ☎55—3115



△草刈り作業後よみがえる農地



△ラジコン草刈機で雑草を粉砕

「農地改良届」を「存じ」ですか？

優良農地の確保と農地利用の増進を図るため、農地改良をする際に農業委員会へ提出するのが「農地改良届」です。

農地改良とは、土地の所有者又は耕作者が農地の保全又は利用増進といった農業経営を目的として、農地を改良するため農地以外から土を搬入して客土又は掘削等を行うことにより、農地の形質変更を行う行為です。

改良の意思がなく、工事等の残土を捨てるような行為は、一時転用の許可申請が必要になります。



【判断基準】※抜粋

・盛土の期間が3か月以内であること
・盛土をする農地の面積が1,000㎡未満であること

・客土、掘削の深さは1m以内であること

※詳しくは、農業委員会事務局までご相談ください。

■問い合わせ先

☎55—3115